

第3編

震災対策編

◆第1章 震災予防計画

第1節 防災意識の高揚

市民生活部（安全安心課） 教育
委員会（学校教育課）

市は、地震発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

具体的な計画については、第2編第1章第1節「防災意識の高揚」に準ずる。

なお、市民に対して、自主防災思想や、正確な防災・気象に関する知識（発生地震の想定、気象庁震度階級関連解説表、地盤の揺れやすさ、緊急地震速報による事前覚知等）、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及徹底を図る。

1 緊急地震速報による事前覚知

緊急地震速報を利用することにより、いち早く大きな地震の発生を知ることができる。

(1) 速報の内容

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

(2) 留意事項

ア 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。

イ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

2 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、（一財）消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

（ふだんの対策）

- ◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56（1981）年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。
- ◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
 - ・ 家の中でどこが一番安全か
 - ・ 救急医薬品や火気などの点検
 - ・ 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
 - ・ 避難場所、避難路はどこにあるか

- ・ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
- ・ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- ◆ いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分が住む地域が、揺れやすい土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆ 大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「対震自動消火装置」付きのものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◆ 川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、近寄らない。
- ◆ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、絶えず注意する。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

市民生活部（安全安心課）

災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行う。

具体的な計画については、第2編第1章第2節「地域防災の充実・ボランティア連携強化」に準ずる。ただし、市民個人が行う災害対策に当たっては、震度、マグニチュード、過去に発生した地震被害状況、近隣の災害危険箇所、災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（初期消火、避難指示等発表時の行動、避難方法、避難所での行動等）、緊急地震速報及びその利用の心得の知識の取得に留意する。

第3節 災害関係ボランティアの環境整備

健康福祉部（社会福祉課） 市社会福祉協議会

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

具体的な計画については、第2編第1章第3節「災害関係ボランティアの環境整備」に準ずる。

第4節 防災訓練の実施

市民生活部（安全安心課） 教育委員会（学校教育課）

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、震災時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

具体的な計画については、第2編第1章第4節「防災訓練の実施」に準ずる。

第5節 避難行動要支援者対策

健康福祉部（社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課） 総合政策部 市民生活部 教育委員会

市は、県と連携し、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第5節「避難行動要支援者対策」に準ずる。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

総務部（契約検査課） 市民生活部（安全安心課）

大規模地震発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第6節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」に準ずる。

第7節 震災に強いまちづくり

市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（建設課・都市計画課・区
画整理課）

市は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、地震防災対策上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、震災に強いまちづくりを推進する。

1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県では、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

市は、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

2 火災延焼防止のための緑地整備

(1) 避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

その他、具体的な計画については、第2編第1章第7節「水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり」に準ずる。ただし、施設の整備等に当たっては、特に耐震性の強化に留意する。

第8節 農業関係災害予防対策

産業振興部（農政課）

市、県、農地・農業用施設等の管理者等は、地震の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して施設整備等の予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第9節「農業関係災害予防対策」に準ずる。

第9節 情報・通信網の整備

総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課）

大規模地震発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「情報・通信網の整備」に準ずる。

第10節 避難体制の整備

市民生活部（安全安心課・市民課）

地震発生時に危険区域にいる市民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の設定、避難誘導体制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくするため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底する。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難体制の整備」に準ずる。ただし、以下の事項については、特に留意する。

1 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

(2) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議への参加

市は、県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」（県、県警察、市町、鉄道事業者により構成）に参加し、帰宅困難者発生時の円滑な対応に必要な連絡調整を行う。

(3) 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける

可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

ア 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

イ 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

ウ 市民等への周知

市は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、(1)・(2)の取組について企業等への啓発を図る。

(4) 一時滞在施設等の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

市は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

(5) 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、県警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社) 栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。

(6) 外国人への支援

市は、国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び(公財) 栃木県国際交流協会は、市及び市の国際交流協会に対して必要な支援を行う。

2 県外避難者受入対策

(1) 避難受入場所の確保

市は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、資料9-1の指定避難所及び資料9-2の福祉避難所を避難受入場所として指定するとともに、県が行う受入可能施設の把握調査に協力する。

なお、県及び市は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受入れについて十分留意する。

(2) 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が実施することになる。このため、市は、第2編第1章第11節「避難体制の整備」の「4 避難所管理・運営体制の整備」に準じて体制の整備を図る。その際、県が行う避難所の全体調整や避難所運営の人的・物的支援等に留意する。

第11節 消防・救急・救助体制の整備

市民生活部（安全安心課） 健康
福祉部（高齢福祉課） 石橋地区
消防組合

大規模地震発生時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。

このため、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備」に準ずる。ただし、大地震による二次災害としての火災は、同時多発的に発生することが予想されるため、平素から出火防止や初期消火の重要性を十分認識し、また市民に啓発するとともに、消防力及び消防水利の整備・増強に重点を置いた以下の地震火災予防対策の徹底に努める。

1 地震に伴う出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報誌等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、感震ブレーカーや対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。このため、平素から次の措置の徹底を図っておく。

ア 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、住民や自主防災組織による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自衛消防組織等の確立強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な消防計画を作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

市は、平素から消火器等の常備や風呂水の汲み置き等を行っておくよう市民に啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

第12節 保健医療体制の整備

健康福祉部（健康増進課）

大規模な震災発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「保健医療体制の整備」に準ずる。

第13節 緊急輸送体制の整備

総務部（契約検査課） 建設水道部（建設課） 市民生活部（安全安心課）

大規模地震発生時に、被災地域へ応急対策人員、救援物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、市は、県、県警察、その他関係機関との連携のもと、災害に備えて緊急輸送体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「緊急輸送体制の整備」に準ずる。

第14節 防災拠点の整備

総務部（契約検査課） 市民生活部（安全安心課） 建設水道部（都市計画課）

大規模地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「防災拠点の整備」に準ずる。

第15節 建築物災害予防対策

総務部（契約検査課） 市民生活
部（安全安心課） 建設水道課（都
市計画課） 教育委員会（教育総
務課）

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、県及び施設等の管理者は、地震に対する建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講ずる。

1 下野市建築物耐震改修促進計画の策定

(1) 耐震化率の目標値設定

| | |
|--------------|---------|
| 住 宅 | 96%に設定 |
| 多数の者が利用する建築物 | 100%に設定 |
| 市有建築物 | 100%に設定 |

(2) 民間・市有建築物の耐震診断・改修等の促進

市は、県及び関係機関等と連携し、建築物の耐震化についての市民への普及啓発、耐震アドバイザーの派遣、住宅の耐震診断・耐震改修への補助等を行い、民間住宅の耐震化を促進する。また、市有建築物については、下野市建築物耐震改修促進計画の目標に向け、耐震診断を早期に実施し、耐震性の低い建築物の耐震改修を積極的に実施する。

2 民間建築物の耐震性の強化促進

(1) 耐震診断、耐震改修の促進等

市は、県と連携し、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、市耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、県と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

(2) 耐震性に関する知識の普及

市は、県と連携し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

(3) 関係団体等の協力

県及び市は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ(一社)栃木県建築士会、(一社)栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、市民への耐震改修の普及啓発や民間建築物の耐震化を図る。

(4) 耐震診断、耐震改修の費用助成

耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、市は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知、活用促進を図る。

3 公共建築物の耐震性等の強化促進

(1) 防災上重要な公共建築物

- ア 防災拠点（災害対策活動拠点、自治医科大学附属病院（災害拠点病院））
- イ 医療救護活動の施設（病院等）

- ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- エ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

(2) 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割をもつことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

ア 市庁舎以外の公共施設

市は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎以外の公共施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。なお、改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮する。

イ 学校校舎

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

(ア) 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施するなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

(イ) 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

ウ その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(3) その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

ア 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

- (エ) 配管設備類の固定・強化
- (オ) 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- (カ) その他防災設備の充実

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設の維持管理に努める。

- (ア) 点検結果表
- (イ) 現在の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引

4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

(1) 震災建築物応急危険度判定実施体制の整備

「下野市震災建築物応急危険度判定実施要綱」（資料13-1）に基づき、実施体制を整備する。

(2) 震災建築物応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

ア 震災建築物応急危険度判定士の養成、派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

イ 判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておく。

5 被災宅地危険度判定制度の整備

地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

(1) 被災宅地危険度判定実施体制の整備

「下野市被災宅地危険度判定実施要綱」（資料13-2）に基づき、実施体制を整備する。

(2) 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

ア 被災宅地危険度判定士の養成、派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

イ 危険度判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておく。

6 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

(1) ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災及び平成30年の大阪北部地震においても、多くの被害が生じた。このため、市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法に基づき、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努める。

(2) 窓ガラス等の落下防止

地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発活動を行うとともに、確

認申請等により、その実態を把握し、必要な改善指導を行う。

7 家具等転倒防止

市は、県と連携し、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやちらし等の配布を通じて、市民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第16節 公共施設等災害予防対策

市民生活部（安全安心課） 建設
水道部（都市計画課・水道課・下
水道課）

震災時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から耐震性の確保等、災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「公共施設等災害予防対策」に準ずる。

第17節 危険物施設等災害予防対策

市民生活部（安全安心課） 石橋
地区消防組合

地震に起因する危険物等による事故を防止するため、市は、県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「危険物施設等災害予防対策」に準ずる。

第18節 文教施設等災害予防対策

教育委員会（教育総務課・学校教育
課・生涯学習文化課・スポーツ
振興課）

地震発生時の幼児、児童・生徒及び職員の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「文教施設等災害予防対策」に準ずる。

第19節 相互応援体制の整備

総務部（総務人事課） 市民生活
部（安全安心課）

大規模地震発生時には、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第20節「相互応援体制の整備」に準ずる。

**第20節 災害廃棄物等の処理体制の整備
計画**

市民生活部（環境課）

大規模地震発生時において、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平常時から体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第21節「災害廃棄物等の処理体制の整備計画」に準ずる。

